

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十四号）（税務課）

一 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、法人事業税について電気事業法に基づく特定卸供給事業に係る課税方式を定める等を行う。

二 内容

(一) 法人事業税

電気事業法の一部改正により創設された特定卸供給事業について、発電事業等と同様の課税方式を定める。

(二) その他

地方税法の改正に伴い規定の整備を行う。

三 施行期日

令和四年四月一日。ただし、二(二)は、令和六年一月一日